

社会福祉法人身延山福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人身延山福社会（以下、「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

(1) 評議員

	日額
評議員会以外の法人及び施設業務	3,000円

(2) 理事

	日額
理事会以外の法人及び施設業務	3,000円

(3) 監事

	日額
監事監査、理事会等会議以外の法人及び施設業務	3,000円

2 交通費の実費は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会承認を受けて行う。

附 則

1. この細則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 平成17年4月1日制定の社会福祉法人身延山福社会役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。